（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「旧整備法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合又はなおその効力を有することとされる場合における旧整備法第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号。以下「旧復旧法」という。）の規定によってした処分及び旧復旧法第五十二条の受益者、復旧工事の施行者又は関係人が旧復旧法の規定によってした手続その他の行為については、旧復旧法第三条の規定は、なおその効力を有する。

第二十条　附則第十八条の規定の施行前に旧整備法附則第三条又は第五条の規定によりなお従前の例によることとされ、又はなおその効力を有することとされる旧整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号。以下「旧構造調整法」という。）又は石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第十八条の規定による改正後の石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条又は第五条の規定によりなお従前の例によることとされ、又はなおその効力を有することとされる旧構造調整法又は旧賠償法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第二十一条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第六号イ中「（次号ロに掲げるものを除く。）」を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十四号」を「前条第一項第十三号」に改める。

第十七条第一号中「、第七号」を削り、「第十二号から第十四号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改め、同条第二号中「第十二号及び第十三号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同条第三号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十一号」に改める。

第十八条中「第七号イ、第十一号」を「第十号」に、「第十三号」を「第十二号」に改める。

附則第九条第六項中「前条第一項第十四号」を「前条第一項第十三号」に改める。

附則第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の機構法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十三条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項第一号ロ中「第三十一条」を「第二十九条」に改め、同項第二号ニを削り、同号ホ中「第十一条第一項第十二号」を「第十一条第一項第五号の規定に基づき行う事業（石炭に係るものに限る。）及び同項第十二号」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「第三十四条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同号中ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、同条第三項第一号中ニをヘとし、ハをホとし、同号ロ中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」の下に「（平成十四年法律第百四十五号）」を加え、同号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第一項第七号の規定に基づき行う事業（地熱に係るものに限る。）に係る補助

第八十五条第三項第一号イの次に次のように加える。

ロ　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する交付金の交付

第八十八条第一項第二号ニ中「チまで」を「トまで」に、「ヘ及びト」を「ト及びチ」に改め、同号中ヨをタとし、トからカまでをチからヨまでとし、同号ヘ中「第八十五条第三項第一号ロからニまで」を「第八十五条第三項第一号ハからヘまで」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　第八十五条第三項第一号ロの交付金

附則第十三条中「第八十八条第一項第二号ト」を「第八十八条第一項第二号チ」に改める。

附則第十四条中「第八十八条第一項第二号及びワ」を「第八十八条第一項第二号ヲ及びカ」に、「、第八十八条第一項第二号ル」を「、第八十八条第一項第二号ヲ」に、「同号ワ」を「同号カ」に改める。

附則第十五条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十二条第一項」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法附則第六条第一項」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が」に、「附則第十三条第二項」を「附則第七条第一項」に改める。

財務大臣　安住　淳
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

消費者安全法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第七十七号

消費者安全法の一部を改正する法律

（消費者安全法の一部改正）

第一条　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第十五条―第二十二条）」を「第五章　消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等（第十五条―第二十二条）
第一節　消費者安全調査委員会（第二十三条―第三十一条）
第二節　事故等原因調査等（第三十二条・第三十三条）
第三節　勧告及び意見の陳述（第三十四条―第三十七条）
第四節　雑則（第三十八条―第四十五条）
第六章　消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第四十六条―第四十九条）」に、「第六章」を「第七章」に、「（第二十三条―第二十六条）」を「（第四十六条―第四十九条）」に、「第七章」を「第八章」に、「（第二十七条―第三十条）」を「（第五十条―第五十五条）」に改める。

第一条中「集約等」の下に「、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施」を加える。

第二条第六項第一号中「前項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。